○国土交通省告示第六百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西ノ入

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県上水内郡飯綱町大字高坂

字西ノ入　一四四一番　一号

一四三二番　二号

一四二八番　三号

一四五〇番　六号

一四三六番　七号及び八号

字樋ノ入　一三九五番　四号

一三九二番　五号

○国土交通省告示第六百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ヨドロ崎

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県南牟婁郡御浜町大字神木

字ヨドロ崎　二五番四　一号

一九番　二号

一七番一　三号

一二番二　四号及び五号

二五〇九番二　六号

二五一三番　七号から十一号まで

二五一五番一　十二号及び十三号

二三番　十四号から十七号まで

○国土交通省告示第六百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

別車川下谷Ⅰ

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県姫路市夢前町菅生澗

字小山　一六〇番七　一号及び五号から十八号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

一六〇番二四五　二号から四号まで

寺河内東谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県美方郡香美町村岡区寺河内

字釜谷　二一五番二　一号

字倉ノ山　二二四番一　二号及び三号

二二三番　四号及び五号

兵庫県美方郡香美町村岡区耀山

字釜谷　一〇九番　六号

九五番一　十号

字越地　一一一番二　七号

字マガリ　四五七番　八号及び九号

字坂畑　九一番　十一号

兵庫県美方郡香美町村岡区高井

字殿岡　六三〇番一　十二号

六三〇番四　十三号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浜坂西谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

兵庫県美方郡新温泉町浜坂

字円谷　二五一四番二

二五一六番二

二五一七番二

二五一八番から二五二〇番まで

二五二一番一から二五二一番三まで

二五二二番から二五二七番まで

字兵庫谷　二五五六番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び美方郡新温泉町浜坂字兵庫谷二五五六番二を除く。）

兵庫県美方郡新温泉町浜坂

字兵庫谷　二五五六番一　一号から二十号まで

○国土交通省告示第六百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

亀屋川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県高松市

生島町　四二五番四七　一号

四二五番二一　二号

地先道路敷

四二三番二〇二　三号

四二三番二〇三　四号

四二三番一六〇　五号から八号まで

四二三番一七九　九号

四二三番一八一　十号

四二三番三七六　十一号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

池田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を国道十一号境界線に沿って結んだ線、標柱九号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県坂出市府中町

字深谷　七七〇番　一号

七六八番一　八号及び九号

地先道路敷

七六八番一　十号

六一二四番　二号及び三号

字池田　六一二二番一　四号から七号まで、十一号及び十二号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中条川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百六十三号で指定した同号三百五十三に掲げる土地の区域を除く。）

香川県小豆郡土庄町上庄

字中筋　五一〇番　一号

五〇一番一　三号

五〇二番　四号

四七三番　五号

四七四番　六号

五〇〇番　七号

字持場　二一〇四番一　二号及び八号

二一〇四番二　九号

字桂尾　二一〇六番一　十号

二一〇五番二　十一号

字東條　五一八番　十二号

五二一番　十三号

五四三番　十四号

五三七番　十五号

五三八番　十六号

○国土交通省告示第六百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山ノ田川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県唐津市浜玉町東山田

字山ノ田　四三〇〇番一　一号

四二九九番一　二号

四三一四番　四号及び五号

四三三七番一　六号

四三三六番　七号

四三四〇番一　八号

四三四五番二　九号

四三五〇番三　十号

四四四六番一　十一号

字藤木場　四二七二番三　三号